

# IFRS における償却原価と未償却原価

## —— 配分方法を巡って ——

秋 葉 賢 一

### I. はじめに

わが国では、2010年3月期から国際会計基準（IFRS：International Financial reporting Standards）<sup>(1)</sup>に基づく連結財務諸表の公表が認められている。2015年8月時点で、上場企業68社が適用しており、このような動きにつれ、IFRSは身近なものとなりつつある。IFRSを開発する国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）では、公正価値による測定について、全面的な適用か否かではなく<sup>(2)</sup>、いかに適用条件を整理していかに議論の焦点をあてている。それは、公正価値による測定に関する検討とともに、それと対比させられることの多い原価に基づく測定についても理解を深める必要性を意味する。

---

(1) IFRSは、直訳すれば「国際財務報告基準」であるが、2009年12月に改正された連結財務諸表規則などに準じ、本稿ではIASBが公表したIFRSとIASBの前身である国際会計基準委員会（IASC：International Accounting Standards Committee）が公表した国際会計基準（IAS）を総称して「国際会計基準」としている（秋葉（2015））。

(2) IASBが、どの程度、公正価値を重視しているかについては議論があるとしても、これまで公式的には、全面的に公正価値による測定を目指したわけではない。しかしながら、そのような理解が少なくないのは、過去にそのような議論が垣間見られたことによるものと考えられる（秋葉（2013））。

原価に基づく測定の代表として、金融資産であれば償却原価、固定資産であれば取得原価から減価償却累計額を控除した未償却原価があげられ、いずれも規則的な配分方法が採られている。ただし、現行のIFRSにおいて、前者の償却原価は利息法<sup>(3)</sup>によることとされ定額法は認められないが、後者の未償却原価は定額法や定率法などによることとされ利息法は認められていない<sup>(4)</sup>。

一般に、金融資産の償却原価は、過去のキャッシュアウトフローのみならず将来のキャッシュインフローをネットした差額を配分対象とし、固定資産の未償却原価は、過去のキャッシュアウトフローを配分対象としていると考えられている。会計上の利益計算は、キャッシュフローをいかに配分するかであるため、配分対象が異なる場合には配分方法が異なることになるとしても不思議ではない。しかし、あるべき配分方法をどのように定めるか、そもそも定めることができるのかという配分問題からは、IFRSにおけるこれらの相違は将来のキャッシュインフローを勘案するか否かだけによるものなのであろうか。その場合でも、将来のキャッシュインフローはどの程度、確実であればよいか、確実とみなされれば利息法によることになるのか、利息法による減価償却は認められていないとしても他の逓増償却は認められるのかなど、多くの論点がある。

このような問題意識から、本稿では、IFRSを観察対象として、これらの投資に関する規則的な配分方法が異なる背景を探るとともに、金融資産の実効金利法と固定資産の償却基金法との接点<sup>(5)</sup>を足がかりにして、IASBにおける最近のリースに関する貸手の会計処理の議論を吟味する。

---

(3) IFRSでは、償却原価における配分方法を実効金利法としているが、後述するように、これは利息法と同義であるため、本稿では、実効金利法と利息法を区別せずに用いている。

(4) いうまでもないが、重要性がない場合の扱いは除く。

(5) 後述するように、将来キャッシュインフローが一定で、資産の残存価額が0であれば、いずれの方法による利益も一致する。

## II. 償却原価における配分

### 1 償却原価とは

IFRS 第9号「金融商品」において金融資産の償却原価 (amortised cost) は、当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額について実効金利法 (effective interest method) による償却累計額 (cumulative amortisation) を加減し、さらに損失評価累計額 (loss allowance) を調整した金額とされている。これは、IFRS 第9号が2009年に公表される前の IAS 第39号においても同様であった。

ここで、実効金利法は、金融資産の償却原価の算定と、利息収益 (interest revenue) の関連期間にわたる配分及び当期純利益への認識の際に用いられる方法とされる (IFRS 第9号付録 A)。実効金利法を用いる際の実効金利 (effective interest rate) は、金融資産の予想存続期間を通じての将来のキャッシュフローの見積りを、金融資産の総額での帳簿価額<sup>(6)</sup>まで割り引く率であり、期待キャッシュフローの見積りには、当該金融商品のすべての契約条件 (例えば、期限前償還や期限延長) を考慮するが、予想信用損失は考慮せず、また、この計算には、金利と不可分な手数料や取引コストも含まれる (同付録 A)。

わが国でも、償却原価は、金融資産を債権額と異なる金額で計上した場合において、当該差額が主に金利の調整部分に該当するときに、これを弁済期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減した後の価額 (企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(注5)) としている。

---

(6) 総額での帳簿価額 (gross carrying amount) は、損失評価累計額 (貸倒引当金) 控除前の金額である (IFRS 第9号付録 A) が、本稿では、信用損失の問題を直接扱っていないため、総額での帳簿価額と償却原価を同様に扱っている。なお、わが国の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」57項では、償却原価は貸倒引当金控除前の用語とされ、貸倒引当金控除後の金額は帳簿価額 (一定時点における帳簿上に記載している金額) 又は貸借対照表価額 (期末において貸借対照表上に記載している金額) とされている。

## 2 償却原価が適用できる場合

IFRS 第9号では、金融資産の事後測定について、原則として〔図表1〕のように分類している<sup>(7)</sup>。

〔図表1〕

事後の測定値	要件
償却原価による測定	次の条件がともに満たされる場合 ①当該金融資産が、契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。 ②当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュフローが所定の日に生じる。
その他の包括利益（OCI）を通じた公正価値による測定（FVOCI）	次の条件がともに満たされる場合 ①当該金融資産が、契約上のキャッシュフローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。 ②当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュフローが所定の日に生じる。
当期純利益を通じた公正価値による測定（FVTPL）	上記以外（いわゆる公正価値オプション（公正価値による測定により会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減する場合には、当初認識時に、当期純利益を通じた公正価値による測定（FVTPL）するものとして取消不能の指定をする選択肢）も含まれる。）

償却原価は、一定の状況において、可能性の高い企業の実際のキャッシュフロー（entity's likely cash flows）に関する情報を提供すると考えられている（IFRS 第9号 BC4.7項）。IASBでは、金融資産の償却原価の算定に用いられる実効金利法の目的は、利息収益を関連する期間に配分することであり、利息は、貨幣の時間価値と債務者の信用リスクへの対価であるため、そのキャッシュフローは資金提供された金額と常に密接な関係があるとしている（IFRS 第9号 BC4.23項、BC4.170項）。

(7) これ以外に、いわゆる OCI オプション（資本金金融商品に対する特定の投資については、当初認識時に、事後の公正価値の変動を OCI に表示するという取消不能の指定をすることができる。IFRS 第9号4.1.4項）や、ヘッジ会計が適用される場合における公正価値ヘッジのヘッジ対象は、特定のリスクに起因する部分のみを調整することができること（IFRS 第9号6.5.8項）などがある。

ここで、償却原価を適用する際の〔図表1〕の②に掲げた「利息」(interest)を構成するのは、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値への対価、信用リスクへの対価、その他の基本的な融資のリスク(例えば、流動性リスク)や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト(例えば、管理コスト)への対価、基本的な融資の取決めと統合的な利益マージンであって(IFRS第9号4.1.3項)、それらとは関連がないもの(例えば、株価や商品価格の変動に対するエクスポージャー)は含まれない(IFRS第9号4.1.3項、B4.1.7A項)<sup>(8)</sup>。

また、IFRS第9号では、信用リスクが非常に高くディープ・ディスカウントで取得されるなど、購入又は組成した信用が毀損した金融資産(purchased or originated credit-impaired financial asset)については、当初の予想信用損失を見積キャッシュフローに含めた信用調整後の実効金利(credit-adjusted effective interest rate)によって利息収益を算定することとしている(IFRS第9号5.4.1項(a)、B5.4.7項)。これは、IAS第39項と同様であり、一般モデル(金融資産に係る利息収益と予想信用損失の認識について分離したモデル)よりも経済実態をより忠実に表現するとしている(IFRS第9号BC5.214項-BC5.215項)。

この点、IFRS第9号を開発するにあたり、2009年公表の公開草案「金融商品：分類及び測定」(IASB(2009))では、発生済みの信用損失を反映して割引価格で金融資産を取得した場合には、次の理由により償却原価で測定できないと提案していた(IFRS第9号BC4.37項)。

- ① 企業は、そうした資産の契約条件から生じるキャッシュフローを回収する目的で当該金融資産を保有しない。

---

(8) これは、SPPI (solely payments of principal and interest) と呼ばれ、契約上のキャッシュフローを評価する際の要件とされている。なお、米国財務会計基準審議会 (FASB) では、2013年12月のボード会議において、組込デリバティブの会計処理などにおいて、SPPI要件を求めないことを暫定合意している (FASB (2013))。

- ② 当該金融資産には、キャッシュフローの著しい変動可能性があるが、そうした変動可能性は利息ではない。

しかし、ほとんどすべてのコメント提出者は、この提案に反対し、その中には、当該金融資産を事業モデル上、契約上のキャッシュフローを回収するための正常な債権のポートフォリオの一部として管理することがあることや、将来キャッシュフローに関して予測を行うことは、契約上のキャッシュフロー特性とは関係がないといったものがあつたとしている（IFRS第9号BC4.38項－BC4.39項）。このため、購入又は組成した信用が毀損した金融資産であっても、[図表1]の償却原価の条件を満たす場合には、償却原価で測定することとしている（IFRS第9号BC4.40項）。

さらに、IFRS第9号では、事後的に信用が毀損した金融資産となった場合、その後の報告期間においては、金融資産の償却原価に実効金利を適用することとしている（IFRS第9号5.4.1項(b)）。不良債権の利息収益については認識しないこと（ゼロ金利アプローチ）も考えられるが<sup>(9)</sup>、IASBでは以下の理由から否定している（IFRS第9号BC5.79項）。

- ① ゼロ金利アプローチは、運用上、単純であるが、金融資産の一部に係る利息収益を同額の予想信用損失と相殺することになり、期待キャッシュフローの現在価値の振り戻し（unwinding）の影響を他の予想信用損失と混合してしまうことになる。
- ② 総額での帳簿価額及び予想信用損失を現在価値で測定することと整合的な方法で、経済的リターンを表現しないことになる。

他方、IASBは、ある金融商品が元本でも元本残高に対する利息でもない契約上のキャッシュフローを含んでいる場合には、実効金利法は適切な方法では

---

(9) わが国では、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしている（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(注9)）。

なく、契約上のキャッシュフローに対する評価の補正（公正価値）が必要となるとしている（IFRS 第9号 BC4.23項, BC4.172項）。また、契約上のキャッシュフローがない場合には、償却原価での測定は適用できず、このため、保有している株式投資には償却原価を適用できないとしている（IFRS 第9号 BC5.13項）。

### 3 償却原価の考察

#### (1) 償却原価の性格

1で述べたように、IFRS における償却原価は、当初の金額と満期金額との差額を実効金利法で配分して算定されるものである。ただし、その性格は、過去のキャッシュアウトフローである当初の金額を増加させた測定値という見方と、満期金額である将来キャッシュインフローを割り引いた測定値という見方がある。

IASB では、2010年に米国 FASB と共同で、概念フレームワークの一部を改正し、その後、単独で、それ以外の領域における見直しを行っている。2013年7月公表のディスカッション・ペーパー（DP）「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（IASB（2013b））では、測定を、「原価ベースの測定」「公正価値を含めた現在市場価格」「他のキャッシュフロー・ベースの測定」の3つの区分にグループ分けすることを提案していた（6.37項）。金融資産の償却原価も固定資産の未償却原価も原価ベースの測定に含まれるが、償却原価については、見直し後のキャッシュフローの見積りを固定した割引率を用いて割り引くため、キャッシュフロー・ベースの測定として説明することもできるとしている（6.44項）。

確かに、IFRS 第9号では、IAS 第39号と同様に、信用損失以外のキャッシュフローの見積りを修正する場合、当初の実効金利で将来キャッシュフローの現在価値を再計算することによって償却原価を修正し、修正差額を当期純利益に反映するものとしている（B5.4.6項）。したがって、見積りの変更はキャッチ

アップ方式により処理され、その後の利息収益は、修正後の償却原価に当初の実効金利を乗じて計上される<sup>(10)</sup>。

## (2) 規則的な配分

このように、IFRSにおける償却原価は、実効金利法により、投資残高に対してリターンの比率を一定にする測定値である。このため、元利均等払いの住宅ローンように、将来のキャッシュインフローが每期一定のケースにおいては、実効金利法による各期の利益は逓減する。しかし、過去のキャッシュアウトフローと将来のキャッシュインフローとの差額の規則的な配分に着目すれば、これ以外にも、差額を定額に配分する方法や逓減するように配分する方法も考えられる<sup>(11)</sup>。

この中から、IFRSにおいて実効金利法のみが採用されている理由は、2で述べたように、当該差額が利息であるからである。すなわち、利息は、貨幣の時間価値と債務者の信用リスクへの対価であるため、残高に対して一定率の金額として算定される<sup>(12)</sup>。利息を内部収益率（IRR）によって配分することは、社会的な通念と合致したものと考えられる。

他方、キャッシュフローを見積もることができるため内部収益率による算定が可能であっても、IFRSでは、利息に該当しないキャッシュフローを含んで

---

(10) これに対し、わが国では、会計上の見積りの変更であるため当該年度以降の再計算に含めることされている（「金融商品会計に関するQ&A」Q24-2）。このため、見積りの変更はプロスペクティブ方式により処理され、その後の利息収益は、修正前の償却原価に修正後の実効金利を乗じて計上されることとなる。

(11) さらに、ゼロクーポン債への投資のように、将来のキャッシュインフローが每期発生しない場合、利益をどのように測定するかについては、規則的な配分以外に、例えば、回収という期待が償還という事実によって達成されるとみれば、取得原価で評価しつつ、償還時に実際の償還額との差額により実現利益を計上する方法も考えられる（大日方（1995））。実際にわが国では、不良債権の場合、未収利息を計上せず（本稿脚注(9)参照）、また、入金額が契約に基づく利息の支払であることが明確でない部分は元本の入金として処理する方法（原価回収法）が認められている（「金融商品会計に関する実務指針」120項）。

(12) したがって、償却原価の算定において定額法は認められない（醍醐（1997）、笠井（2013））。

いる場合、実効金利法は適切な方法ではないとしている。内部収益率法は、利息だけではなく、収支を明示すれば、その差額を配分することができる方法であるが、IFRSにおいて実効金利法は、利息の配分と強く結びついており、文字通り利息法である。

この際、2で示したように、IFRS第9号では、利息収益と予想信用損失の認識について分離したアプローチを採っているため、債券であっても貸付金であっても、将来キャッシュフローには信用リスクを含んでいる。また、当初から信用が毀損してしまっている場合、IFRS第9号では、当初の予想信用損失を見積キャッシュフローに含めた信用調整後の実効金利によって利息収益を算定することとしている。これらからは、実効金利法は、金融資産に関する将来キャッシュフローが確実かどうかではなく、契約により元本とそれに対する利息のみが生じるキャッシュフローであることを条件にしていると解される。

このように、IFRS第9号では、キャッシュフローが確実であったとしても、元本でも元本残高に対する利息でもない契約上のキャッシュフローを含んでいる場合には、実効金利法は適用できず、確実ではなくても、元本と元本残高に対する利息である契約上のキャッシュフローを有している場合には、実効金利法を適用できるものとしている。

### (3) グロスアップによる検討

償却原価ではリターン（ネットのキャッシュフロー）に着目しているが、後述する未償却原価との比較においては、将来のキャッシュインフローに基づく収益と過去のキャッシュアウトフローに基づく費用にグロスアップして考えることが有益である。もっとも、リターンに着目している場合には、グロスアップしても、将来のキャッシュインフローをどのように収益計上するか、過去のキャッシュアウトフローをどのように費用計上するかは一義的には決まらない。これは、そもそもネットの利益のみの計上を前提としており、グロスアッ

づした場合の収益・費用の計上を考慮する必要がないためである<sup>(13)</sup>。

また、後述する未償却原価における配分方法は、将来キャッシュインフローのパターンあわせて議論されることがある<sup>(14)</sup>。先行的な議論に基づき、[設例]を用いて、実効金利法によるネットによる利益が、どのようにグロスアップされるかを確認する。

[設例]

Y1期首に387の支出を行い資産計上し、当該資産は向こう3年間に、以下の収入を得ると見込まれている。

[ケース1] キャッシュインフローが一定（毎期末に150づつ）と見込まれている場合

[ケース2] キャッシュインフローが逡減（Y1期末に160、Y2期末に150、Y3期末に140）と見込まれている場合

[ケース3] キャッシュインフローが逡減（Y1期末に170、Y2期末に150、Y3期末に130）と見込まれている場合

(13) この例として、わが国におけるファイナンスリースの貸手の利息相当額の計上に以下の3方法が認められていることが挙げられる（企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」51項、61項）。

- ① リース取引開始日に、受取りリース料総額で売上高を、リース物件の現金購入価額で売上原価を計上し、これらの差額である利息相当額の総額のうち、各期末日後に対応する分は繰り延べる方法
- ② リース料受取時に、受取りリース料を売上高とし、受取りリース料から各期に配分された利息相当額を差し引いた額を売上原価として計上する方法
- ③ 売上高及び売上原価を計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法

(14) 例えば、浜本（1986）、Beaver（1998、第3章）、角ヶ谷（2009、第7章）、斎藤（2013、第15章）参照。

## [ケース1] キャッシュインフローが一定の場合

## ① ネットによる要約損益計算書

設例における資産を貸付金とし、Y1期首に資産計上した貸付金387が向こう3年間に、元利均等で毎期末に150ずつ回収するものとした場合、実効金利法による要約損益計算書は以下となる。

	Y1期首	Y1	Y2	Y3	計
収益		31	21	11	63
費用		—	—	—	—
利益(a)		<u>31</u>	<u>21</u>	<u>11</u>	<u>63</u>
資産残高(b)	387	268	139	0	
投資収益率(a/b)		8%	8%	8%	

## ② グロスアップによる要約損益計算書

設例における資産を固定資産とし、当該固定資産から得られる毎期一定のキャッシュインフローに基づき収益を計上し、毎期の投資収益率が内部収益率(8%)となるように当該固定資産を減価償却した場合、要約損益計算書は以下となる。

	Y1期首	Y1	Y2	Y3	計
収益		150	150	150	450
費用		<u>119</u>	<u>129</u>	<u>139</u>	<u>387</u>
利益(a)		<u>31</u>	<u>21</u>	<u>11</u>	<u>63</u>
資産残高(b)	387	268	139	0	
投資収益率(a/b)		8%	8%	8%	

この費用計上は、固定資産が残存価額ゼロの場合において、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三「有形固定資産の減価償却につい

て」にいう償却基金法（sinking fund method）による減価償却と同様である。償却基金法は、毎期一定額を償却基金として積み立てるとともに、それから生ずる受取利息の元利合計に等しくなるように減価償却費を計上する方法である。

[ケース2] キャッシュインフローが逓減する場合のグロスアップによる要約損益計算書

[ケース1] ②と同様に、固定資産から得られるキャッシュインフローに基づき収益を計上し、毎期の投資収益率が内部収益率（8%）となるように減価償却費を計上した場合、要約損益計算書は以下となる。

	<u>Y1期首</u>	<u>Y1</u>	<u>Y2</u>	<u>Y3</u>	<u>計</u>
収益		160	150	140	450
費用		<u>129</u>	<u>129</u>	<u>129</u>	<u>387</u>
利益(a)		<u>31</u>	<u>21</u>	<u>11</u>	<u>63</u>
資産残高(b)	387	258	129	0	
投資収益率(a/b)		8%	8%	9% <sup>(*)</sup>	

(\*) 投資収益率は四捨五入しているが、投資額=費用総額となるようにY3期で端数を調整していることから、Y3期では9%となっている。

このように、キャッシュインフローが逓減するケースの中には、実効金利法と同様の利益となるようにグロスアップした場合、費用が毎期定額になるときもある。この費用計上は、固定資産が残存価値ゼロの場合において、定額法による減価償却と同様である。

[ケース 3] キャッシュインフローがさらに逓減する場合のグロスアップによる要約損益計算書

	<u>Y 1 期首</u>	<u>Y 1</u>	<u>Y 2</u>	<u>Y 3</u>	<u>計</u>
収益		170	150	130	450
費用		<u>139</u>	<u>129</u>	<u>119</u>	<u>387</u>
利益(a)		<u>31</u>	<u>21</u>	<u>11</u>	<u>63</u>
資産残高(b)	387	248	119	0	
投資収益率(a/b)		8%	8%	9% <sup>(*)</sup>	

(\*) 投資収益率は四捨五入しているが、投資額=費用総額となるように Y3 期で端数を調整していることから、Y3 期では 9%となっている。

キャッシュインフローが、[ケース 2] よりもさらに逓減する場合、費用は毎期逓減することとなる。

### Ⅲ. 未償却原価における配分

#### 1 未償却原価とは

IAS 第16号「有形固定資産」及び IAS 第38号「無形資産」では、会計方針として以下を選択し、当該方針をすべての種類の固定資産に適用することとされている<sup>(15)</sup>。

- ① 原価モデル（取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上）
- ② 再評価モデル（期末の公正価値から、その後の減価償却累計額及びその後の減損損失累計額を控除した価額で計上）

<sup>(15)</sup> 償却可能価額を定期的にその耐用年数にわたって配分することを、IAS 第16号では減価償却 (depreciation)、IAS 第38号では償却 (amortisation) としているが、本稿ではあわせて「減価償却」としている。

金融資産の償却原価との対比を明確にできるように、多くの企業が用いている有形固定資産の原価モデルのうち、ここでは取得原価から減価償却累計額を控除した価額を「未償却原価」<sup>(16)</sup>と呼ぶこととする。

## 2 減価償却方法

IFRS では、未償却原価を算定するための減価償却について、資産の償却可能価額（取得原価から残存価額を控除した価額）を規則的にその耐用年数にわたって配分することをいうとしている（IAS 第16号6項、IAS 第38号8項）。また、IFRSにおける減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費される予測パターンを反映するものでなければならないとしている（IAS 第16号60項、IAS 第38号97項）。しかし、固定資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するために、種々の減価償却方法が用いられ、そうした方法には〔図表2〕があるとしている（IAS 第16号62項、IAS 第38号98項）<sup>(17)</sup>。

〔図表2〕

減価償却方法	概 要
定額法 (straight-line method)	資産の残存価額が変化しない場合には、耐用年数にわたり一定額の費用が計上される。
定率法 (diminishing balance method)	耐用年数にわたり、逓減的な費用が計上される。
生産高比例法 (units of production method)	予測される使用や生産高に応じて費用が計上される。

(16) 企業会計基準委員会（ASBJ）が2006年12月に公表している討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の第4章 財務諸表における認識と測定 of 8項では、原始取得原価の一部を費用に配分した結果の資産の残高は、「未償却原価」（depreciated cost）と呼ばれるとしている。

(17) 無形資産については、企業によって予想される資産の将来の経済的便益の消費パターンを信頼性をもって決定できない場合、定額法を採用することとしている（IAS 第38号97項）。

耐用年数が資産から得られると予想される生産高又はこれに類似する単位数であれば、生産高比例法が用いられ、耐用年数が利用可能であると予想される期間である場合には、資産に具現化された将来の経済的便益の消費パターンを反映するように、定額法又は定率法によることとなる。

ただし、IASB は、2006年11月公表の IFRIC 解釈指針第12号「サービス委譲契約」BC65項において、利息法による減価償却 (interest method of depreciation) は IAS 第38号では認められないと解している<sup>(18)</sup>。この点について、IFRIC における議題検討委員会 (Agenda Committee) において検討した際、利息法を用いることは、債権ではない資産について、あたかも債権と同じように償却することを認めるものであり、未償却原価が当該資産から期待される将来キャッシュフローの現在価値を反映することになるという見方を示している (IASB (2004))<sup>(19)</sup>。

また、IASB は、2014年5月改正により、収益に基づく方法 (revenue based method) は、通常、販売価格の変動など資産の消費以外の要因も影響するため、資産の経済的便益の消費パターンを反映せず、したがって、有形固定資産の減価償却方法として適切ではないとしている (IAS 第16号62A 項)。同様に、収益に基づく方法は、無形資産の場合にも適切ではないと推定され、一定の限られた状況においてのみ、その推定を覆すことができるとしている (IAS 第38号98A 項)。

なお、わが国において減価償却方法<sup>(20)</sup>は、会計方針として位置付けられてお

---

(18) この点は、IFRS 財団が2010年11月に公表した教育文書 (Occasional Education Notes) 「減価償却とIFRS」(IASB (2010c)) の中でも、IFRS で禁止されている減価償却方法として利息法に言及している。

(19) これは、将来のキャッシュインフローが定まっていない固定資産について利息法を用いるためには、当該資産から期待される将来キャッシュフローを想定し割り引くことになるためと考えられる。それは、未償却原価を将来キャッシュインフローの現在価値とみるものであり、さらに、企業の投資に対する合理的期待を利益計算の対象とするものであるため、伝統的な減価償却とは異なるものとなる (石川 (2004))。

り、選択された方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用することとされている（企業会計原則第一 五、注解（注1-2）、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」5項、20項）。これに対し、IFRSでは、予測された消費パターンを反映する方法であるため、当該パターンに大きな変更があった場合は、これを反映するように、会計上の見積りの変更として会計処理することとしている（IAS 第16号61項、IAS 第38号104項）。

### 3 未償却原価の考察

#### (1) 未償却原価の性格

前述したように、未償却原価は、償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分した後の残高であり、歴史的な原価の1つである。現行のIASB概念フレームワークでは、この点を明示していないが、2015年5月公表の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（IASB（2015b））6.6項において、歴史的な原価は、価格の変動を反映しないが、時の経過とともに資産の消費や減損の変動を反映するとしており、未償却原価を歴史的な原価に含める提案をしている。

#### (2) 規則的な配分

現行のIASB概念フレームワーク（IASB（2010b））4.51項では、「経済的便益が何期かの会計期間にわたって発生することが予想され、かつ、収益との関係が概括的に又は間接的にのみ決定される場合には、費用は規則的かつ合理的な配分手続に基づいて損益計算書に認識される」とし、「当該費用は、減価償

---

<sup>20</sup> 企業会計原則注解（注20）では、減価償却の方法として定額法、定率法、級数法、生産高比例法を挙げている。なお、IFRSでは級数法を明示していないが、定率法の一つとして考えられており（EY（2015）、p137）、ソフトバンクは、連結財務諸表において、無形資産のうち「顧客基盤」（2015年3月期 582,223百万円）を見積耐用年数（4年から24年）にわたって級数法により償却費を算定している。

却又は償却と呼ばれている」としている。

この際、IFRSでは、前述したように、収益に基づく減価償却は認められない。この見解は、歴史的に行われてきた会計上の減価償却と異なるものではなく、したがって、経済的な設備の価値や価値減耗が、生み出される成果によって決まるのに対して、会計上の減価償却は、「成果に依存して費用を配分する一種の「利益償却」を否定した概念でもある」（斎藤（2013）、p260）と考えられる。

また、IFRSでは、利息法による減価償却は認められないが、逓増するような減価償却方法は認められるのであろうか。II.3(3)でみたように、償却原価における利息法を、将来のキャッシュインフローと過去のキャッシュアウトフローとにグロスアップして考え、当該固定資産から得られる毎期のキャッシュインフローが一定であるときに、それをそのまま収益とした場合、過去のキャッシュアウトフローの配分は、残存価額が0である固定資産の償却基金法の適用と同じになり、費用は逓増することとなる（〔設例〕の〔ケース1〕）。

一般に、逓増償却は、耐用年数の後半に負担をかけることになり、陳腐化等のリスクを考慮していないこと<sup>(21)</sup>などから否定的であると考えられる。しかし、IFRSでは、2で示したように、利息法による減価償却が逓増償却であるから認められないというわけではなく<sup>(22)</sup>、債権と同じように当該資産から期待される将来キャッシュフローの現在価値を反映することになるから認められないとしている。そもそも、当該固定資産から得られると想定される毎期のキャッ

---

(21) わが国の「研究開発費等に係る会計基準」四5では、ソフトウェアの毎期の償却額は、残存有効期間に基づく均等配分額を下回ってはならないとしている。これは、見込販売数量（又は見込販売収益）の見積りの困難性から、償却期間が長期化することを防止するために毎期の償却額の下限を設定したものであるとされる（会計制度委員会報告第12号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」42項）。

(22) 2014年4月開催のIFRICにおける議題検討委員会では、使用が耐用年数にわたって増加すると見込まれる場合に、耐用年数の前半の期間の減価償却費が後半よりも小さくなるべきかが議論されたが、概念的な論点であり、解釈の論点に追加しないこととしている。また、IASBでは、のれんの償却において逓増償却法（increasing balance amortisation method）の議論を行っている（IASB（2015a）16項）。

シュインフローが一定ではなく逡減する場合、利息法による減価償却は定額又は逡減となる（〔設例〕の〔ケース2〕〔ケース3〕）。また、IFRSにおける固定資産の減価償却は、その経済的便益の消費パターンを反映するような規則的な配分方法を用いるため<sup>23)</sup>、消費パターンが定額又は逡減ではなく逡増する場合に、逡増償却を否定する理由はないと考えられる。もっとも、〔図表2〕で示したように、IFRSでは逡増する方法は示されていないが、それは、市場競争や技術革新等により消費パターンが逡増することは稀であるため明示していないとすれば、逡増償却が認められないとは言えないであろう<sup>24)</sup>。

#### IV. 将来キャッシュインフローが見込まれる場合における 固定資産の費用配分

##### 1 所有権移転ファイナンスリース

IIとIIIの整理から、IFRSでは、利息法を用いる償却原価は将来キャッシュインフローの現在価値であって、減価償却を行う未償却原価は過去のキャッシュアウトフロー（取得原価）を減額した測定値であり、相容れないものとして理解できる。

ただし、これらは、いずれも当初の原価に、経済的資源の消費や利息の発生などの変動を反映するが、その後の価格変動は反映しないという共通点がある（斎藤（2013, p182）、IASB（2015b, 6.6項））。また、IFRS第9号では、元本とその利息の回収を図る金融資産の償却原価は、可能性の高い企業の実際のキャッシュフローに関する情報を提供するとしており、この観点からは、一義

---

23) 有形固定資産に関しては、設備投資段階で資産の使用方法等を検討していると思われるため、そもそも消費パターンを合理的に見積れないケース自体が稀であるという（EY（2015）、p135）。

24) IFRSにおける定率法の具体的方法としては、級数法（本稿脚注20参照）や200%定率法なども認められると解されている（あずさ監査法人（2014）、p142）。この点から、逡増償却の具体的方法としては、例えば、逆級数法やその変形（例えば、耐用年数3年の場合に、9/30、10/30、11/30の比率で割り振る）などが考えられる。

的には固定資産への投資であっても、その回収が元本とその利息（貨幣の時間価値と債務者の信用リスクへの対価）とみなせる場合には、利息法によって配分することが考えられる。このようなケースとしては、いわゆる所有権移転ファイナンスリースがある。

IAS第17号「リース」では、わが国での取扱いと同様に、リース物件の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて移転するファイナンスリースにおいて、貸手は、借手に当該リース物件を売却し、その売却代金をリース期間にわたって回収するものとみて会計処理することとしていることから利息法が適用される。特に、所有権が最終的に移転する場合（所有権移転ファイナンスリースの場合）、貸手は残価リスクを負うことなく、受取りリース料で借手に対する売却代金と「利息」を回収しようとするものであり、利息法によるべきという社会的な通念と合致するであろう。

もっとも、残存価額が0であって残価リスクがない場合には、この取引をリース物件の売却とその売却代金の回収として変換しなくても、〔設例〕でみたように、投資収益率が利息法による場合と等しくなるようにリース物件の減価償却費を計上すれば、同じ利益計算は可能となる<sup>(25)</sup>。

## 2 所有権移転外ファイナンスリース

IAS第17号におけるファイナンスリースには、所有権が最終的に移転する場合のみならず移転しない場合も含められている。後者のいわゆる所有権移転外ファイナンスリース場合、固定資産への投資は、借手からのリース料総額だけではなく、リース物件の残存価額によっても回収が図られることになる。

この場合、IAS第17号では、リース料総額とリース物件の残存価額を合計し

---

(25) ここでは、議論を単純化するために、投資時における固定資産の公正価値とその取得価額は等しい場合を前提としている。これらが異なる場合には、その差額を売却損益として認識するかどうか、認識する場合にはどのように測定するかという論点が生じる。

た現在価値で資産計上し、これらの割引に用いたリースの計算利子率（interest rate implicit in the lease）によって収益に認識していくこととしている。

ここで、リースの計算利子率は、リース開始日において、リース料総額とリース物件の残存価額を合計した現在価値を、リース物件の公正価値と等しくする割引率をいう（IAS 第17号 4 項）。したがって、実効金利法と異なり、将来のキャッシュインフローと過去のキャッシュアウトフローとの差額は、時間価値と支払先の信用リスクへの対価からなる利息だけではなく、リース物件の残存価額に対する対価（残価リスクに対する報酬）<sup>(26)</sup>も含まれている。

IAS 第17号では、この点に関する背景を説明していないものの、IAS 第17号が参考にしてと思われる米国基準（1976年公表の FAS 第13号「リースの会計」99項）においては、ほとんどのリースにおいて、残存価額は売却又は再リースによって実現するため、残存価額は最低リース料と同様に、最終の支払とみなすべきといった理由を示している。ここからは、ファイナンスリースにおいて、リース物件の所有に伴うリスクと経済価値は、実質的にすべて貸手から借手に移転しているため、貸手が留保している残価リスクは比較的小さく、このため、将来のキャッシュインフローであるリース料総額とリース物件の残存価額と、過去のキャッシュアウトフローである固定資産への投資額との差額は、「利息」とみなされていると考えられる<sup>(27)</sup>。

---

(26) なお、Bauman and Francis (2011) では、貸手の主要なリスクは残価にあり、現行の会計基準上、残価保証に関する注記が必要とされているにも関わらず、当該注記がされている2008年度の米国大手リース27社のうち3割は、残価保証の有無を特定していなかったとしている。

(27) 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」では、所有権移転外ファイナンスリース取引の金融的な側面に着目すると、利息法により受取利息相当額を配分することが整合的であり、また、貸手の原価の大半が資金調達コストである場合には、その費用配分処理と整合的な処理となるため、所有権移転外ファイナンスリース取引についても、受取利息相当額を利息法で配分することを原則的な取扱いとしているとしている（53項、126項）。しかし、利息法によることが必然的ではない点等を考慮し、重要性が乏しく、一定の要件を満たした場合には、定額法による受取利息相当額の配分を簡便的な取扱いとして認めている（59項、60項、127項参照）。

### 3 オペレーティングリース

#### (1) 現行の IFRS

IFRS では、オペレーティングリースの貸手は、以下のように会計処理するものとしている。

- ① リース収益は、他の規則的な方法がリース物件からの使用便益の減少の時間的パターンをより適切に示す場合を除き、リース期間にわたって定額法によって認識する (IAS 第17号50項)。
- ② リース物件は、貸手の類似する資産の減価償却の方法と整合的な会計方針により、IAS 第16号及び IAS 第38号に準拠して減価償却される (IAS 第17号53項)。

この際、2004年11月開催の IFRIC 会議では、サービス委譲契約におけるオペレーティングリースであっても、他と異なるところはなく、利息法による減価償却は適当ではないとしている (IASB (2004))。したがって、解約不能であるため一定のリース期間において将来キャッシュインフローが確定している場合でも、内部収益率法を採用できるわけではない。

#### (2) 公開草案による提案

IASB は、米国 FASB と共同で、リースの会計処理を見直すために、2010年8月に公開草案 (ED) 「リース」 (IASB (2010a), 以下「2010年 ED」という。) を公表した。さらに、それへのコメントなども考慮し、2013年5月に再公開草案「リース」 (IASB (2013a), 以下「2013年再 ED」という。) を公表した。2013年再 ED では、2010年 ED と同様に、ファイナンスリースのみならずオペレーティングリースについても、借手がリース物件を使用する権利を資産に、リース料を支払う義務を負債に計上する使用権モデル (the right-of-use model) を提案した。

この場合、借手がリース期間にわたってリース物件の経済的便益をどの程度

費消するかどうかに基づいてリース取引を分類し（〔図表3〕参照）、借手は、重要でないとはいええない部分を費消する場合（タイプA）にはファイナンスリースと同様の費用配分とし、そうでない場合（タイプB）にはオペレーティングリースと同様の費用配分とすることが提案されていた。

〔図表3〕 IAS 第17号と2013年再EDにおけるリースの分類イメージ

IAS 第17号：リース物件の所有に伴うリスク・経済価値の移転による分類

ほとんどすべては移転しない	ほとんどすべてを移転
重要ではない部分（タイプB）	重要でないとはいええない部分（タイプA）

2013年再ED：リース物件の経済的便益の費消による分類

これに合わせて貸手は、タイプAについて、リース物件の使用権の売却とその売却代金の回収（利息法による）として処理し、タイプBではオペレーティングリースと同様に賃貸借処理を適用することが提案されていた。これまでオペレーティングリースにおけるリース物件の減価償却方法として利息法は認められていないが、2013年再EDでは、借手の会計処理案と整合的に貸手の売却処理を行う範囲を拡大し、したがって、大きなウエイトを占める残価リスクに対する対価も「利息」とみなすように、利息法を適用する範囲を大きく広げることが提案していたとみることができる<sup>(28)</sup>。

## V. おわりに

本稿では、IFRSを観察対象として、金融資産の償却原価と固定資産の未償

(28) これは、残価部分は再リース以降での回収が想定されていても、一次リースにおいて一部の回収があるともみなしているものであり、この結果、「利息」に該当しないキャッシュフローを含めて内部収益率を算定している（この点に関しては、山崎（2014）参照）。なお、2014年3月のIASB・FASB 合同会議において、貸手は、リースがリース物件の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するのかどうかを評価することによって、リースを分類すること、したがって、現行の貸手の会計処理に基づいて行うことを暫定決定している（IASB（2014））。

却原価に関する規則的な配分方法が異なる背景を考察した。この結果、IFRSにおいて、償却原価は、将来キャッシュインフローを当初の実効金利で割り引いた現在価値であって、償却原価を算定する実効金利法は、貨幣の時間価値と債務者の信用リスクへの対価である利息の配分と結びついており、単なる内部収益率法とは異なるものと理解された。

これに対し、IFRSの未償却原価は、過去のキャッシュアウトフロー（取得原価）を減価償却方法によって減額した測定値であり、減価償却方法は、会計方針ではなく、消費パターンを反映するように規則的に配分する会計上の見積りとされる。したがって、IFRSでは、将来キャッシュインフローを考慮する利息法は認められない。また、定額又は遞減する規則的な配分方法しか明示していないが、消費パターンが遞増する場合に、これを否定する理由は見当たらなかった。

また、固定資産から直接的にキャッシュフローが生みだされるリースは、一義的には固定資産への投資と回収であるが、一定の契約条件の場合には、売却とその代金回収に置き換えて利息法が適用されている。受取リース料総額と固定資産への投資額との差額が「利息」である場合を超えて、貸手が売却処理を行う範囲を広げることは、利息の配分のみを利息法で行うとしている償却原価の考え方とは乖離していくことになる。

本稿では、IFRSにおける規則的な配分方法を考察したが、一部の投資に関するものに限られている。今後、IFRSの理解を深めるためには、より横断的な検討が必要であろう。

#### [参考文献]

- Bauman M. and R. Francis (2011), "Issues in Lessor Accounting: The Forgotten Half of Lease Accounting" *Accounting Horizons* Vol. 25, No. 2 pp. 247-266
- Beaver W (1998), "Financial Reporting: An Accounting Revolution, 3rd Edition, Prentice-Hall (伊藤 邦雄訳『財務報告革命 第3版』白桃書房)
- FASB (2013), "Minutes of December 18, 2013 Joint Board Meeting—Accounting for Financial Instru-

- ments: Classification and Measurement” December, 2013 ([http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document\\_C/DocumentPage&cid=1176163731004](http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage&cid=1176163731004))
- IASB (2004), “IFRIC Update November 2004”
- (2009), Exposure Draft “Financial Instruments: Classification and Measurement” July 2009
- (2010a), Exposure Draft “Leases” August 2010
- (2010b), “The Conceptual Framework for Financial Reporting” September 2010
- (2010c), Occasional Education Notes “Depreciation and IFRS” November 2010
- (2013a), Exposure Draft “Leases” May 2013
- (2013b), Discussion Paper “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting” July 2013
- (2014), “IASB Update March 2014”
- (2015a), IASB Agenda Staff Paper “Post-implementation Review IFRS 3 *Business Combinations*” IASB Meeting of February 2015 <http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2015/February/AP13-Post-implementation%20review%20of%20IFRS%203.pdf>
- (2015b), Exposure Draft “Conceptual Framework for Financial Reporting”, May 2015
- 秋葉賢一 (2013), 「気になる論点 (74) IFRS と公正価値会計—なぜ誤解されているか—」『経営財務』 No. 3108 (2013年4月1日号)
- (2015), 『エッセンシャル IFRS (第4版)』中央経済社
- あずさ監査法人 (2014), 『詳細解説 IFRS 実務適用ガイドブック』中央経済社
- 石川純治 (2004), 「企業会計の今日的変容—その形と方向—」『三田商学研究』第47巻第1号, p63-74
- EY (2015), 「アーンスト・アンド・ヤング LLP, 新日本有限責任監査法人 (日本語版監修) 『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2015 (中巻)』レクシスネクシス・ジャパン
- 大日方隆 (1995), 「市場性のない債券の評価と会計上の利息概念」『横浜経営研究』第16巻第1号, p94-101
- (2013), 『アドバンスト財務会計 (第2版)』中央経済社
- 笠井昭次 (2013), 「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成 (1) —測定規約の統一性を求めて—」『三田商学研究』第56巻第4号, p1-25
- 斎藤静樹 (2013), 『会計基準の研究 [増補改訂版]』中央経済社
- 醍醐 聰 (1997), 「償却原価評価と時価評価」『企業会計』Vol. 49, No. 7, p868-873
- 角ヶ谷典幸 (2009), 『割引現在価値会計論』森山書店
- 浜本道正 (1986), 「減価償却における現在価値モデルについて」『横浜経営研究』第7巻第1号, p95-99
- 山崎 尚 (2014), 「リースの貸手に対する使用権モデル適用に関する検討」『商学研究科紀要』第78号, p149-164
- 山田辰己 (2013), 『IFRS 設定の背景 (金融商品)』税務経理協会